

エコアクション21

環境経営レポート（第17版）

（2024年7月～2025年6月）



2025年8月31日作成

株式会社ひかり造園

目 次

I. 組織の概要	1
(1) 事業所名及び代表者名	
(2) 所在地	
(3) 環境管理責任者及び担当者連絡先	
(4) 事業内容	
(5) 事業の規模	
(6) 事業年度	
II. 実施体制	2
(1) 登録事業所	
(2) レポート対象期間及び発行日	
(3) 実施体制図	
(4) 役割・責任・権限	
III. 環境経営方針	3
IV. 環境経営目標	4
V. 環境経営計画	5
VI. 環境経営目標の実績	6
VII. 環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画	7
VIII. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟などの有無	8
IX. ボランティア活動の具体的取組内容	9
X. 環境上の緊急事態への対応と評価	10
XI. 代表者による全体評価と見直しの結果	11

I 組織の概要

(1) 事業所名及び代表者名

株式会社ひかり造園

代表取締役社長 櫻井孝夫

(2) 所在地

本 社 静岡県静岡市葵区鷹匠三丁目10番3号
TEL:054-253-6508 FAX:054-253-7605
E-mail:hikari-gk@ka.tnc.ne.jp
URL:<http://www.hikari-zoen.com/>
足久保倉庫 静岡県静岡市葵区足久保口組地内

(3) 環境管理責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 総務部 若佐拓哉

(4) 事業内容

総合建設業 静岡県知事許可（特-1）第4333号
土木工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事
舗装工事、造園工事
産業廃棄物収集運搬業許可（自社工事物件のみ）
(許可番号：第02201231437号)

(5) 事業の規模

売上高 243,044千円

工事件数 246件

従業員 9名（2025年6月30日現在）

面積等	本 社	足久保倉庫
従業員数	9名	無人
面 積	157.05m ²	18.56m ²

(6) 事業年度

7月～6月

II 実施体制

(1) 登録事業所 本社 静岡県静岡市葵区鷹匠三丁目10番3号
足久保倉庫 静岡県静岡市葵区足久保口組地内

(2) レポート対象期間 2024年7月～2025年6月
発行日 2025年8月4日

(3) 実施体制図



(4) 役割・責任・権限

	役割・責任・権限
代表取締役	<ul style="list-style-type: none">環境経営に関する統括責任環境経営システムの実施に必要な、人、設備、費用、時間を準備環境管理責任者を任命環境方針の策定、見直し及び全従業員への周知経営における課題とチャンスを整理し、明確にする全従業員に対する教育、訓練の実施環境目標、環境活動計画書を承認代表者による全体の評価と見直しを実施緊急事態への対応マニュアルの承認環境経営レポートを確認し承認環境関連法規等取りまとめ表の承認取組に必要な手順書の承認
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none">環境経営システムの構築、実施、管理環境関連法規等取りまとめ表の作成環境目標、環境活動計画書を作成環境活動の取組結果を代表者に報告環境経営レポートの作成環境関連の外部コミュニケーションの窓口緊急事態への対応マニュアルの作成取組に必要な手順書の作成
部門長	<ul style="list-style-type: none">環境管理責任者の補佐環境の負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施環境目標、環境活動計画書原案の作成環境活動の実績集計自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の確認自部門の問題点の発見、是正、予防措置の実施
全従業員	<ul style="list-style-type: none">環境方針の理解と環境への取組の重要性を自覚決められたことを守り、自主的、積極的に環境活動へ参加

III 環境経営方針

《環境理念》

私たち株式会社ひかり造園は、総合建設業を環境産業と位置づけ、その事業活動を通じて、優しく美しい近隣の自然、大きくは地球環境を守るために、緑化や森林整備を推進し、積極的な環境保全及び環境創造の取組に貢献します。

《環境保全への行動指針》

次の事項について環境経営目標・環境経営計画を定め、継続的な改善に努めます。

- ①二酸化炭素の排出量の削減（低炭素社会への対応）
 - ・電力（本社事務所）
 - ・自動車燃料（社用車、ダンプ、トラック）
- ②廃棄物の削減及び再資源化の推進（循環型社会への対応）
 - ・一般廃棄物（可燃ごみ）
 - ・産業廃棄物
- ③排水量の削減（水資源の保全）
 - ・一般水道水
- ④環境活動の推進
 - ・緑化推進事業、グリーン購入、地域での環境活動への積極的な参加

環境関連法規制は当社が約束したことを遵守します。

環境への取組を環境経営レポートとして取りまとめ公表します。

制定日：2009年10月20日

改訂日：2024年 9月12日

代表取締役社長 櫻井孝夫

IV 環境経営目標

【中・長期目的、目標】

目的	単位		上段：基準年対比		
			下段：目標値		
		基準年 (2024年)	2026年	2027年	2028年
二酸化炭素の削減※1	kg-CO ₂	38,885	99% 38,496	98% 38,107	97% 37,718
購入電力	kg-CO ₂	8,609	8,523	8,437	8,350
ガソリン	kg-CO ₂	25,431	25,177	24,922	24,668
軽油	kg-CO ₂	4,845	4,796	4,748	4,700
廃棄物排出量の削減※2	kg	549	99% 543	98% 538	97% 532
産業廃棄物の再資源化	%	99	99	99	99
水使用量の削減	m ³	44	99% 43.5	98% 43.1	97% 42.6
コピー用紙使用量の削減	kg	252	99% 249	98% 246	97% 244
グリーン購入の推進	%	100	100	100	100
緑化推進事業	回	1	1	1	1
地域社会への貢献	回	3	3	3	3
剪定・除草ゴミの再資源化	%	100	100	100	100

※1 電力のCO₂発生量については、中部電力の調整後排出量係数0.421kg-CO₂/KWhを採用

※2 事務所内的一般廃棄物

↑

今年発表された中電の係数をいれる

【短期目的、目標】

取組期間 2024年7月～2025年6月

	単位	基準年 (2022年)	2025年
二酸化炭素の削減※1	kg-CO ₂	39,487	38,302
購入電力	kg-CO ₂	10,105	9,802
ガソリン	kg-CO ₂	25,005	24,255
軽油	kg-CO ₂	4,377	4,245
廃棄物排出量の削減※2	kg	582	564
産業廃棄物の再資源化	%	94	98
水使用量の削減	m ³	69	66
コピー用紙使用量の削減	kg	231	224
グリーン購入の推進	%	100	100
緑化推進事業	回	1	1
地域社会への貢献	回	3	3
剪定・除草ゴミの再資源化	%	100	100

V 環境経営計画

		具体的な取組み	実施責任者
二酸化炭素	電気使用量の削減	・使用しない箇所の消灯	T. W
		・節電啓発ポスターの掲示	
		・適正温度の維持（夏28℃冬20℃）	
		・使用していないパソコンの電源OFF	
廃棄物	ガソリン,軽油使用量の削減	・アイドリングストップの徹底	T. W
		・急発進、急加速、急停止の防止	
		・不要な荷物は積まない（車内整理）	
廃棄物	一般廃棄物の削減	・ごみの分別	T. W
		・リサイクル品の活用	
	産業廃棄物	・混合廃棄物の削減	N. T
		・廃棄物の現場内分別	
水使用量	節水	・節水啓発ポスター掲示	T. W
		・垂れ流し使用厳禁	
紙使用量	コピー用紙使用量削減	・両面使用	T. W
		・印刷前の確認	
グリーン購入の推進	文房具	・エコマーク商品の活用	T. W
緑化推進事業	植栽活動	・樹木、草花の植栽	N. T
地域社会への貢献	美化活動	・ちいさな親切運動への参加	M. M
		・事務所周辺の清掃活動	
組織本来の取組	剪定・除草ゴミの再資源化	・再資源化の徹底と管理	Y. M

VI 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境目標

①【短期目的・目標・実績】

	目的	単位	基準年	目標	実績	目標対比	評価
			(2022年)	2025年	2025年	(%)	
二酸化炭素	二酸化炭素の削減	kg-CO ₂	39,487	38,302	34,925	91.2	○
	二酸化炭素の内訳 購入電力		10,105	9,802	7,023	71.6	○
	ガソリン		25,005	24,255	21,991	90.7	○
	軽油		4,377	4,245	5,911	139.2	×
廃棄物	一般廃棄物排出量の削減	kg	582	564	562	99.6	○
	産業廃棄物の再資源化率	%	94.6	98.0	99.7	101.7	○
節水	水使用量の削減	m ³	69	66	49	74.2	○
紙使用量	コピー用紙使用量の削減	kg	231	224	290	129.5	×
グリーン購入	グリーン購入の推進	%	100	100	100	100.0	○
緑化推進	緑化推進事業	回	1	1	1	100.0	○
社会貢献	地域社会への貢献	回	3	3	1	33.3	△
再資源化	剪定・除草ゴミの再資源化	%	100	100	100	100.0	○

○:計画通り実施 △:一部出来なかった ×:出来ていない

＜評価＞

二酸化炭素	原因	目標値達成
	是正	今後も継続
廃棄物	原因	目標値達成
	是正	今後も継続
節水	原因	目標値達成
	是正	今後も継続
紙使用量	原因	コピーミス、資料の印刷
	是正	両面コピーを周知する、ペーパーレスを推進する
グリーン購入	原因	目標値達成
	是正	今後も継続
緑化推進事業	原因	目標値達成
	是正	今後も継続
地域社会への貢献	原因	目標値未達成
	是正	スケジュールを合わせ積極的に参加する
剪定・除草ゴミの再資源化	原因	目標値達成
	是正	今後も継続

②次年度の環境経営目標

変更無し

VII 環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画

		具体的な取組み	実施責任者	評価	コメント	次年度取組
二酸化炭素	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・使用しない箇所の消灯 ・節電啓発ポスターの掲示 ・適正温度の維持（夏28℃冬20℃） ・使用していないパソコンの電源OFF 	若佐	○ ○ △ ○	エアコンを更新したことにより、目標対比で91.2%に留めることができた。今後も無理のない範囲で節電を意識し、会社全体で共有していきたい。	照明のつけっぱなしを減らす。空調の温度設定のチェック。エアコンフィルターの定期洗浄。
	ガソリン、軽油使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップの徹底 ・急発進、急加速、急停止の防止 ・不要な荷物は積まない（車内整理） 		○ ○ ○	遠距離工事現場等の減少により、ガソリン代は昨年より削減されたが軽油代が増加しているので注視していきたい。	今後も継続
廃棄物	一般廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別 ・リサイクル品の活用 	若佐	○ ○	削減できるよう周知する。	ゴミ箱の分別を行いリサイクルできる物を多くする。(ペットボトルは100%リサイクル達成) 又、印刷前の確認、両面コピーを多用する。
	産業廃棄物の再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・混合廃棄物の削減 ・廃棄物の現場内分別 		○ ○	目標を達成したので今後も削減に努力する。	今後も継続
水使用量	節水	<ul style="list-style-type: none"> ・節水啓発ポスター掲示 ・垂れ流し使用厳禁 	若佐	○ ○	目標値は達成である。昨年度同様社員の、節水への意識が高いことがうかがえる。	今後も継続
紙使用量	コピー用紙使用量削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面使用 ・印刷前の確認 	若佐	○ ○	コピー用紙使用量については、昨年度より増加してしまったので注視していきたい。	今後も継続
グリーン購入の推進	文房具	・エコマーク商品の活用	若佐	○	グリーン購入出来るものは100%	今後も継続
緑化推進事業	植栽活動	・樹木、草花の植栽	高部	○	圃場の有効活用	今後も継続
地域社会への貢献	美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ちいさな親切運動への参加 ・事務所周辺の清掃活動 	若佐	△	小さな親切運動への参加は、運動の中止、日程の都合上1回の参加になってしまったが、これからも参加して行きたい。	今後も継続
剪定・除草ゴミの再資源化	再資源化	・再資源化の徹底と管理	望月了	○	・再資源化処理施設への持ち込み	今後も継続

○:計画通り実施 △:一部出来なかった ×:出来てない

Ⅷ 環境関連法規など遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

1.環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 2024年8月8日
評価者 環境管理責任者 若佐拓哉

環境法規制等の名称/略称	規制内容			実施	文書・記録(例) 【有資格担当者】	確認
	届出、作業等	適用範囲	適用条件			
廃棄物処理・リサイクル						
廃棄物処理法	産業廃棄物の委託処理	産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラスくず <input type="checkbox"/> 陶磁器くず <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物（重量比0.1%超） <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物（螢光ランプ等（2018年改正：6製品追加） <input type="checkbox"/> 水銀含有汚泥（水銀含有量15mg/kg超） 【特別管理産業廃棄物】	委託基準 1. 委託先の許可確認 委託基準 2. 委託契約の締結 3. 契約書5年間保存 管理票（マニフェスト）の交付義務	・収集運搬及び処分業者の許可証の確認 ・中間処理場等の処分状況等の実地確認 ・施設能力等の公開情報の確認 ・委託契約書の内容確認（委託金額、産業廃棄物の種類、性状、変更情報の伝達方法等） ・法準拠マニフェストを使用	○ ○ ○
				<input type="checkbox"/> マニフェストの交付 <input type="checkbox"/> 回収・照合（発行後B2,D票90日E票180日以内） <input type="checkbox"/> A,B2,D,E票保管(5年間) <input type="checkbox"/> 未回収戻り票の報告 <input type="checkbox"/> 交付状況報告（前年度実績、毎年6月30日まで） <input type="checkbox"/> 電子マニフェスト使用義務（特管物名是正由外）	・マニフェスト管理台帳にて回収日の管理、A票の照合欄チェック。（回収期間内に返送され、法定事項記載確認済み） ・未回収戻り等の措置内容等報告書（知事への報告）	○
				野外焼却の禁止		○
				保管基準 (積み上げ高さの厳守、雨・風・悪臭発生に対する養生、保管場所の掲示板設置、仕切り設置等)	保管場所の掲示板の表示内容、大きさ規定あり（縦横60cm以上）	○
				元請が排出事業者となる	下請人が行う現場内保管は、下請人も保管基準を適用順守	○
	下請負人による建設工事廃棄物の運搬	小規模な工事での例外	1,500万円以下の維持修繕工事 2,500万円以下の瑕疵の修繕工事 のいずれかの工事で、かつ、以下のすべてを満たして運搬される廃棄物 イ：1m ³ 以下/1回 ロ：元請業者等の所有施設への運搬 ハ：運搬途中での保管が行われない	委託契約書で定める様式（運搬様式）により、下請人が産業廃棄物処理基準を順守して運搬できる	・元請業者がマニフェストを交付 ・請負契約書で定める必要があり ・運搬時は書面（廃掃法21条の3第3項）の備え付け必要	○
			下請人による廃棄物の運搬又は処分の委託	下請人が廃棄物の運搬又は処分を委託する場合	当該下請人を事業者とみなして、委託基準及び管理票交付義務等適用順守	下請人が廃棄物処理許可業者で元請業者から受託した産業廃棄物の処理を再委託する場合は、従前通り当該元請業者には委託基準等が、
廃棄物処理法	解体工事、土工事、外構工事、型枠工事、木工事	指定副産物	土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリート塊、木材 国土交通省関係：建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設	・発生抑制（施工方法、資材選択） ・再利用、再生利用、再資源化努力	・責任者の配置	—
リサイクル法			・解体工事：80m ² 以上 ・新築・増築工事：500m ² 以上 ・修繕・模様替工事：1億円以上 ・その他の工作物に関する工事（土木	【特定建設資材】 □コンクリート（アラヤット鉄筋コンクリート版を含む） □木材 □アスファルトコンクリート	・発注者への書面による計画等説明 ・工事着手日 7日前までに知事へ届出 □発注者へ書面による完了報告 ・分別解体 ・再資源化等の促進 ・再生資源の使用	・発注者への計画等説明書と完了報告書 ・下請負者への告知書 ・知事への届出書（条例規定）
建設リサイクル法	新築工事及び解体改修工事					○
<廃棄物・リサイクル その他の要求事項>						
建設副産物適正処理推進要綱	建設副産物が発生する建設工事	建設副産物	建設発生土等	・発注者との連絡調整・管理及び施工体制の整備・協力業者の指導等 ・「再生資源利用計画」「再生資源利用促進計画」の作成	実施状況の記録を1年間保管	○
大気汚染						
オフロード法	ブルドーザ、パックホウ、クローラー、くい打ち機、トラクシャベル、ドリルジャンボなど	協力会社の持ち込み建設機械など	排出ガス基準適合表示	・適合証明 ・「2014年規制」 新車規制で平成26年10月以降		○
オゾン層保護法	解体工事、改修工事における空調設備、消防設備等	特定物質（CFC等）を使用する設備から排出抑制	※2018年改正で特定物質代替物質（代替フロン）を規制対象に追加	専門業者による回収・破壊	・特定物質使用設備の有無確認記録	○
フロン排出抑制法（2019年改正、2020年施行）	機器の所有者（管理者）によるフロン漏えい点検	業務用冷凍空調機器（重機類のエアコン等を含む）	簡易点検：全ての業務用冷凍空調機器 定期点検：7.5kW以上の業務用エアコン、冷凍冷蔵機器等	・簡易点検：3か月に1回以上 ・定期点検：1年に1回以上等（専門業者が実施） ・占栓・整備の記録	冷媒漏えい点検・整備記録簿	○
騒音・振動						
騒音規制法	杭打ち機、ひょうづ機、削岩機、空気圧縮機等を使用する作業	・適用指定地域内での特定建設作業	環境大臣の指定（国土交通省の「低騒音型、低振動型建設機械指定制度」機種は除く）	・知事（市町村長）へ7日前までに届出 ・作業敷地境界にて85デシベル以下	・市町村へ事前確認 ・届出書（規則様式第9）	—
振動規制法	杭打ち機、くい抜き機、ブレーカー、舗装版破碎機を使用する作業	・適用指定地域内での特定建設作業		・知事（市町村長）へ7日前までに届出 ・作業敷地境界にて75デシベル以下	・市町村へ事前確認 ・届出書（規則様式第9）	—
水質汚濁（排水）						
下水道法	公共下水道への排水	公共下水道への排水	一日50m ³ 以上の汚水を公共下水道に排水する場合	・公共下水道管理者にあらかじめ届出 ・排水基準（有害物質は排水基準を定める総理府令）、生活環境項目については、条例による	・届出書（様式第4） ・沈砂槽等設備の設置及び監視（泥水の排水抑制）	—
河川法	河川への排水	河川への排水	一日50m ³ 以上の汚水を河川に排水する場合	・河川管理者にあらかじめ届出	・届出書（規則様式第803） ・沈砂槽等設備の設置及び監視（汚水の排水抑制）	—

2.違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。

IX ボランティア活動の具体的取組内容

受付日	コミュニケーション先 電話:	「小さな親切」運動静岡県本部 近隣
件名	今年度のボランティア活動状況	
内容	<p>「小さな親切運動」</p> <p>①令和6年10月19日 広野海岸公園周辺清掃 不参加</p> <p>②令和7年 3月01日 伝馬町公園周辺清掃 参加</p> <p>③令和7年 5月25日 安倍川海岸清掃 不参加</p> <p>④令和7年 5月23日 近隣の清掃</p> 	
結果・反省	<p>今年度は計3回開催されたが、職員の都合が合わず2回参加できなかった。 連絡などこまめにし参加をしていき、地域貢献していきたい。</p>	
評価	<p>今期は、1回の参加のみとなつたが、地域貢献の一環としてできるだけ全開催日に参加していきたい。</p>	

X 環境上の緊急事態への準備及び対応

実施日	2025年9月1日	参加者	全職員
件名	災害防災訓練		
内容	<p>「防災訓練」</p> <p>五光建設(株)と合同にて行う</p> <ul style="list-style-type: none">①地震発生時の火の確認②安否コールによる状況連絡③消火器訓練の実施(本社職員)		
結果・反省	<p>本社及び各現場にて全職員参加で行った。</p> <p>本社では、安否コールが鳴ると火の確認、自身の安全の確保を行い、安否コールに対応した。</p> <p>その後、消火器を使用した訓練を実施した。</p> <p>現場では、安否コールが鳴ると自身と作業員の安全の確保を行い、安否コールに対応した。</p>		
評価	<p>今回、全員の状況確認ができ本社職員は消火訓練ができた。</p> <p>安否コールに気づくのが遅れた人がいたが、携帯の呼び出し音等に工夫して直ぐに返信できる用に対応したい。</p> <p>消火器の使い方の手順は緊急時に役立つので、積極的に実施していきたい。</p>		

XI 代表者による全体評価と見直し・指示

作成日:2025年8月31日

1. 見直し関連情報	項目	確認	(評価・コメント)
	1 EA21文書	■	良好
	2 環境経営目標及び目標達成状況	■	二酸化炭素の削減は目標値を達成しました。エアコンの更新により電力量が大幅に削減でき、目標対比で91.2%となりました。
	3 環境経営計画及び取り組み実施状況	■	エアコンの更新による節電効果で電力量の目標を達成できました。軽油代、コピー用紙に関しては目標に未達であったため引き続き削減の努力をしてまいります。
	4 環境関連法要求一覧及び尊守状況	■	法令遵守は当社の基本スタンスで有り、全職員共通して遵守
	5 外部コミュニケーション・対応記録	■	良好
	6 問題点の是正・予防処置の実施状況	■	特になし
	7 取引先、業界、関係行政機関その他の外部動向	■	昨年度より売上、利益共減額しましたが、目標粗利率を達成することができました。今後は、更なる顧客の開拓、積算精度の向上に努め、受注に力を注ぎます。
	8 その他(□	
2. 代表者による全体評価・見直し指示	全体評価・コメント (環境経営システムの有効性、環境への取り組みの適切性等)	今年度はエアコンの更新による節電効果で電力量の目標を達成できました。軽油代、コピー使用量に関しては目標に未達であったため引き続き削減の努力をしてまいります。それ以外の項目は達成しましたが今後の削減に期待し、引き続き法令順守し環境活動に取り組んでまいります。	
		2025年8月31日 株式会社 ひかり造園 代表取締役社長 櫻井孝夫	
2. 代表者による全体評価・見直し指示	見直し項目	変更の必要性	「有」の場合の指示事項等
	1 環境経営方針	有・無	
	2 環境経営目標・計画	有・無	
	3 環境経営計画・取組項目	有・無	
	4 環境に関する組織	有・無	
	5 その他のシステム要素	有・無	
	6 その他(外部への対応等)	有・無	